

銚子市定員適正化計画

（令和4年度～令和8年度）

I 銚子市定員適正化計画の策定にあたって

1 基本的事項

市の職員数は、地方自治法、銚子市職員定数条例、定員適正化計画等により適切に管理する必要があります。

(1) 地方自治法と銚子市職員定数条例

地方自治法第172条第3項では、「職員の定数」は条例で定めることとされており、銚子市職員定数条例ではこの規定に基づき職員数の上限である「職員の定数」を定めています。

(2) 定員適正化計画

職員の採用や配置を行うにあたっては、銚子市職員定数条例で定められた「職員の定数」の枠の中で、職員数をコントロールする必要があります。

定員適正化計画は、過去の実績や今後予測される行政需要の動向を踏まえた上で、適正に職員数をコントロールするための数値目標を定める計画です。

(3) 定員適正化計画が対象とする職員

銚子市職員定数条例の対象となる職員は、中長期的に市職員として勤務することが見込まれる「常時勤務を要する職」に該当する職員とされており、非常勤職員は対象外とされています。

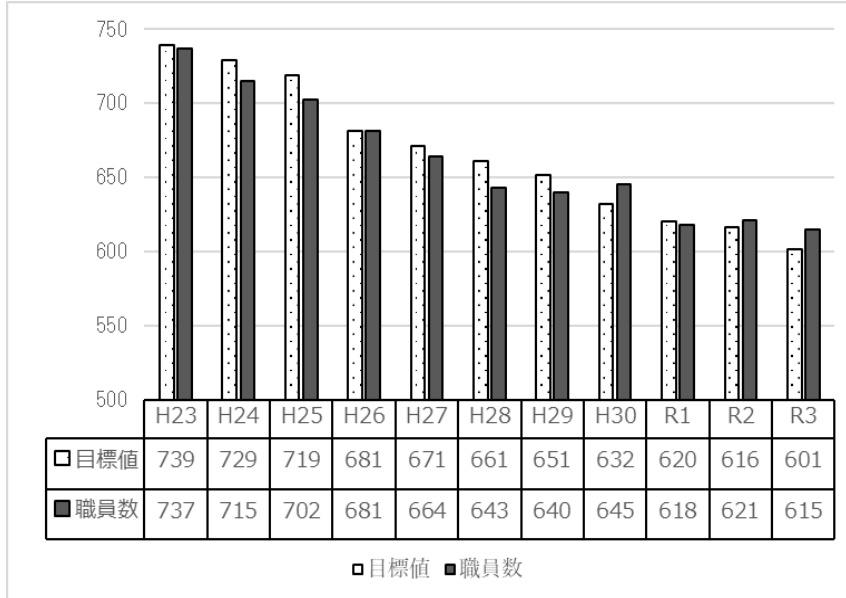
そのことから、定員適正化計画も、原則として「常時勤務を要する職」に該当する職員を対象とすることとします。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 常時勤務を要する職 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期の定めのない常勤職員 ・ 任期付職員（フルタイム） ・ 再任用職員（フルタイム） </div>	フル タイム	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非常勤職員② 会計年度任用職員 （フルタイム） </div>
「相当の期間任用される職員」 を就けるべき業務に従事		左記以外の業務に従事
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非常勤職員① <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期付短時間勤務職員 ・ 再任用短時間勤務職員 </div>	パート タイム	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非常勤職員③ 会計年度任用職員 （パートタイム） </div>

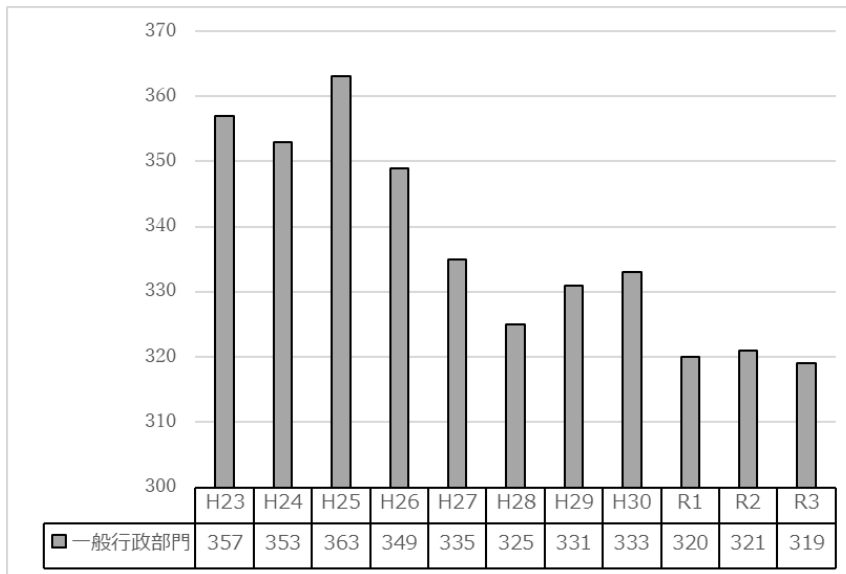
2 定員適正化計画の進捗状況

本市は、平成 17 年 4 月に定員適正化計画を策定し、順次新たな計画を策定して取り組んできました。

【銚子市定員適正化計画の目標値と職員数の推移】



【一般行政部門職員数の推移】

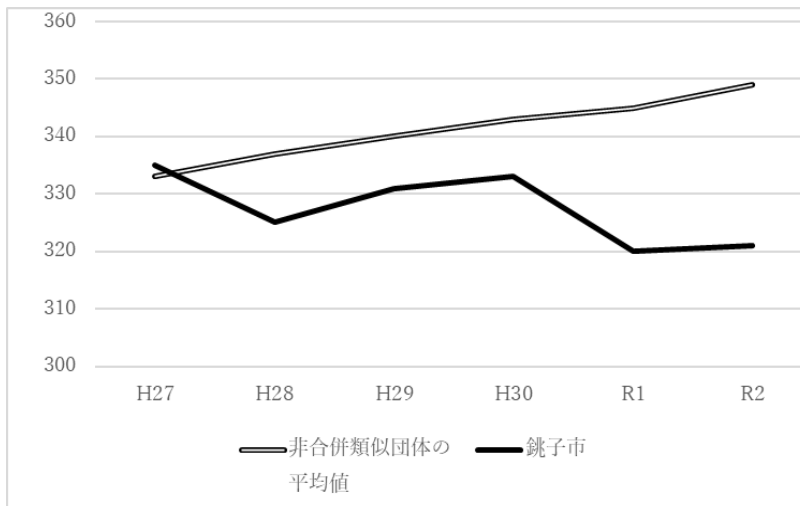


現行の定員適正化計画（平成 29 年 3 月策定）では、類似団体 198 団体のうち、平成 11 年以降に合併した 96 団体を除いた、非合併の 102 団体（以下「非合併類似団体」とする。）を比較対象として職員数の計画数値を設定しました。

具体的には、非合併類似団体の平均職員数（修正値）が平成 25 年度から平成 27 年度にかけて毎年 1.1% 減少していることに着目し、毎年度 1.0% 職員数を減少させる前提で計画値を設定しました。

しかし、現行計画策定後の非合併類似団体は、類似団体区分の見直しにより14団体まで減少し、また、それらの団体の職員数は全体的に増加傾向であるなど、現行計画を策定した時点から前提条件が大きく変わってきています。このため、本計画では合併団体と非合併団体とを分けて比較することは行わないこととします。

【非合併類似団体と本市における一般行政部門職員数の推移】



【近隣市の職員数の推移】

市名	類団区分	人口 (R3.1.1)	H29	H30	R1	R2	R3	H29→R3
銚子市	市Ⅱ-1	59,109	640	645	618	621	615	96.09%
香取市	市Ⅱ-1	74,330	638	624	597	763	748	117.24%
旭市	市Ⅱ-1	64,689	674	668	663	662	645	95.70%
山武市	市Ⅱ-1	50,336	447	450	447	448	447	100.00%
匝瑳市	市Ⅰ-1	35,542	460	459	453	459	449	97.61%
鹿嶋市	市Ⅱ-2	67,416	430	441	440	438	438	101.86%
神栖市	市Ⅱ-0	95,537	617	620	644	657	679	110.05%

3 計画策定の趣旨

人口減少及び高齢化に伴い、市税や地方交付税など歳入の減少と社会保障経費の更なる増加が見込まれる中、本市は厳しい行財政運営を余儀なくされる状況にあります。

このような状況の中、持続可能な財政基盤の確立と行政サービスの維持を図る必要があることから、より客観的な指標である国の定員モデルを踏まえた新しい定員適正化計画を策定するものです。

Ⅱ 定員適正化の現状

1 県内他市との比較

本市の人口1万人あたり職員数を県内他市（特例市及び中核市を除く。）と比較すると、本市は県内で7番目に職員数が多く、類似団体の中でも最も職員数が多くなっています。

これは、本市が単独で消防や水道、市立高校を運営していることによる影響が大きいといえます。

【県内市の職員数】

市名	類団区分	人口 (R3.1.1)	令和3年度 職員数	人口1万人あ たり職員数
鴨川市	市Ⅰ-1	32,290	468	145
勝浦市	市Ⅰ-1	16,817	240	143
南房総市	市Ⅰ-1	37,024	506	137
匝瑳市	市Ⅰ-1	35,542	449	126
君津市	市Ⅱ-2	83,005	923	111
大網白里市	市Ⅰ-1	48,960	530	108
銚子市	市Ⅱ-1	59,109	615	104
富津市	市Ⅰ-1	43,436	447	103
香取市	市Ⅱ-1	74,330	748	101
旭市	市Ⅱ-1	64,689	645	100
成田市	市Ⅲ-1	131,833	1,314	100
袖ヶ浦市	市Ⅱ-2	64,940	614	95
いすみ市	市Ⅰ-1	37,143	347	93
館山市	市Ⅰ-3	45,767	416	91
山武市	市Ⅱ-1	50,336	447	89
富里市	市Ⅱ-1	50,077	448	89
松戸市	市Ⅳ-3	498,457	4,289	86
東金市	市Ⅱ-1	57,743	495	86
習志野市	市Ⅳ-3	175,197	1,441	82
浦安市	市Ⅳ-3	169,918	1,379	81
八街市	市Ⅱ-1	68,888	554	80
木更津市	市Ⅲ-3	136,034	1,014	75
市原市	市Ⅳ-2	273,771	2,038	74
茂原市	市Ⅱ-3	88,280	620	70
野田市	市Ⅳ-3	154,140	1,065	69
鎌ヶ谷市	市Ⅲ-3	109,943	745	68
四街道市	市Ⅱ-3	95,366	642	67
我孫子市	市Ⅲ-3	131,644	858	65
印西市	市Ⅲ-3	105,772	681	64
八千代市	市Ⅳ-3	202,176	1,303	64
白井市	市Ⅱ-3	63,162	398	63
市川市	市Ⅳ-3	491,764	3,117	63
佐倉市	市Ⅳ-3	173,619	1,016	59
流山市	市Ⅳ-3	200,309	1,117	56

教育、消防、公営企業等を除いた一般行政部門における職員数の比較では、本市の人口1万人あたり職員数は19番目となり、類似団体では最も職員数が少なくなっています。

【県内市の職員数（一般行政部門）】

市名	類団区分	人口 (R3. 1. 1)	令和3年度 職員数	人口1万人あ たり職員数
勝浦市	市Ⅰ-1	16,817	192	114
鴨川市	市Ⅰ-1	32,290	310	96
南房総市	市Ⅰ-1	37,024	340	92
いすみ市	市Ⅰ-1	37,143	282	76
君津市	市Ⅱ-2	83,005	600	72
山武市	市Ⅱ-1	50,336	336	67
館山市	市Ⅰ-3	45,767	307	67
富津市	市Ⅰ-1	43,436	291	67
旭市	市Ⅱ-1	64,689	411	64
成田市	市Ⅲ-1	131,833	836	63
匝瑳市	市Ⅰ-1	35,542	222	62
八街市	市Ⅱ-1	68,888	414	60
東金市	市Ⅱ-1	57,743	338	59
大網白里市	市Ⅰ-1	48,960	277	57
香取市	市Ⅱ-1	74,330	414	56
富里市	市Ⅱ-1	50,077	279	56
茂原市	市Ⅱ-3	88,280	489	55
袖ヶ浦市	市Ⅱ-2	64,940	360	55
銚子市	市Ⅱ-1	59,109	319	54
浦安市	市Ⅳ-3	169,918	861	51
印西市	市Ⅲ-3	105,772	514	49
市原市	市Ⅳ-2	273,771	1,343	49
木更津市	市Ⅲ-3	136,034	636	47
白井市	市Ⅱ-3	63,162	295	47
佐倉市	市Ⅳ-3	173,619	773	45
鎌ヶ谷市	市Ⅲ-3	109,943	488	44
四街道市	市Ⅱ-3	95,366	409	43
市川市	市Ⅳ-3	491,764	2,112	43
野田市	市Ⅳ-3	154,140	661	43
習志野市	市Ⅳ-3	175,197	735	42
八千代市	市Ⅳ-3	202,176	822	41
我孫子市	市Ⅲ-3	131,644	543	41
松戸市	市Ⅳ-3	498,457	1,950	39
流山市	市Ⅳ-3	200,309	690	34

2 国の定員モデルとの比較

定員モデルとは、職員数と相関関係のある統計数値と算出式に基づき、それぞれの団体における平均的な職員数を算出するものです。

定員モデルは、人口、面積、事業所数等の統計数値を説明変数としていることから、部門ごとの職員数を詳細に試算することが可能で、適切な職員数を検証するのに適した指標とされています。

教育、消防、公営企業等を除いた一般行政部門における職員数を定員モデル試算職員数と比較すると、本市は 18 人少ない職員数で行政運営しています。

【定員モデル試算職員数との比較(令和 3 年 4 月 1 日現在)】

部 門	定員モデル 試算職員数	銚子市	比較
総 務	102 人	102 人	
税 務	30 人	25 人	▲ 5 人
民 生	83 人	87 人	4 人
衛 生	42 人	45 人	3 人
経 済	34 人	28 人	▲ 6 人
建 設	46 人	32 人	▲ 14 人
一般行政部門計	337 人	319 人	▲ 18 人

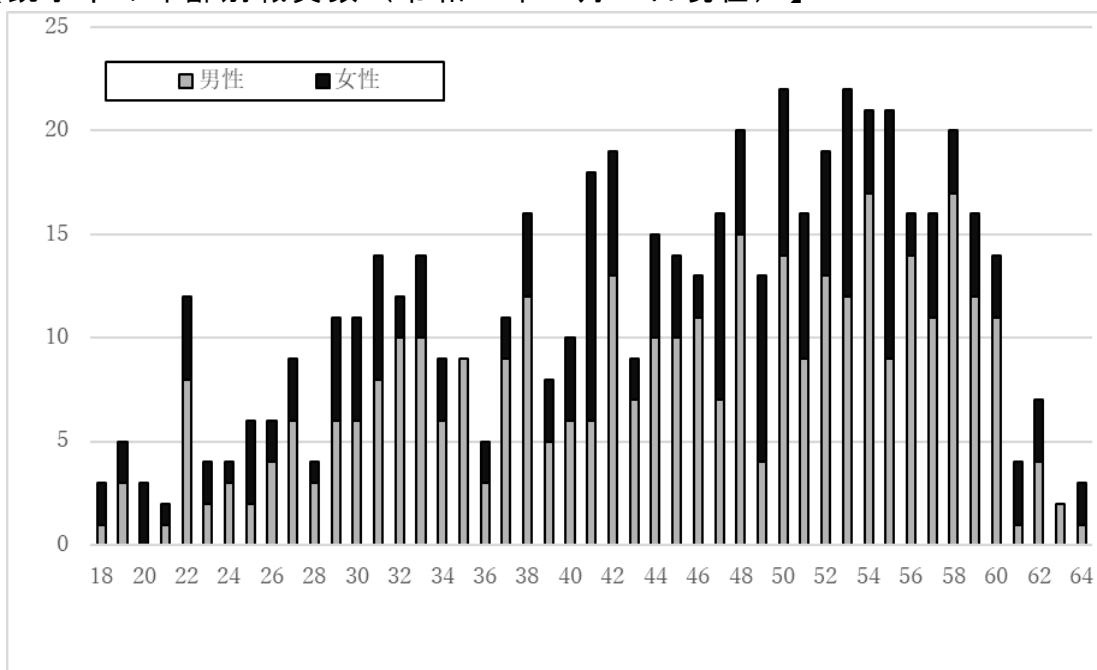
3 定員適正化に関わる課題

(1) 職員の年齢バランス

本市の令和3年4月1日現在の年齢別職員数を見ると、50歳～60歳の職員が多くなっています。

このような状況を改善し、年齢構成を平準化して安定した行政運営を図るためには、計画的に人材を確保する必要があります。

【銚子市の年齢別職員数（令和3年4月1日現在）】



人事交流職員（市立高校教諭、指導主事等）は除外

(2) 働き方改革等への対応

令和元年度に働き方改革推進法が施行され、長時間労働の是正が急務となっています。

また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主として、長時間労働の是正とあわせ育児休業や年次休暇の取得を促進する必要があります。

(3) ICTの利活用による業務効率化

国は令和3年9月にデジタル庁を設置し、国・地方公共団体の業務システムの標準化やICTによる業務効率化、オンライン手続の拡大等、デジタルを前提とした社会基盤を構築する方針を打ち出しています。

本市においても、このような流れを踏まえ、ICTの利活用による業務効率化を強力に推進する必要があります。

(4) 会計年度任用職員制度の適切な運用

これまで、多様化する行政需要による事務量の増加については、非常勤職員を増やすことで対応してきた実態があり、近年では、非常勤職員は常勤職員に対して 35%前後の割合で推移しています。

【非常勤職員数の推移】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
非常勤職員数 (4/1)	220	218	221	216	205
(うち再任用短時間勤務職員)	(38)	(25)	(26)	(19)	(16)
職員数	640	645	618	621	615
非常勤職員数/職員数	34.4%	33.8%	35.8%	34.8%	33.3%

こうした傾向は全国的にも共通していたことから、平成29年に地方公務員法が改正され、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されました。

会計年度任用職員制度の運用にあたり、総務省は「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務には常勤職員、再任用職員、任期付職員を従事させ、会計年度任用職員はそれ以外の業務に従事させるべきとしています。このため、常勤職員に従事させる必要が無い業務については会計年度任用職員の活用を図る一方、常勤職員が従事すべき業務を会計年度任用職員が担当している場合には、常勤職員を配置する必要があります。

「I-1 基本的事項」で述べたように、定員適正化計画は原則として「常時勤務を要する職」に該当する職員を対象とするため、会計年度任用職員は計画の対象から外れていますが、会計年度任用職員制度の適切な運用のみならず、総人件費の管理という観点からも、非常勤職員の人数については適正に管理する必要があります。

(5) 定年の引上げ

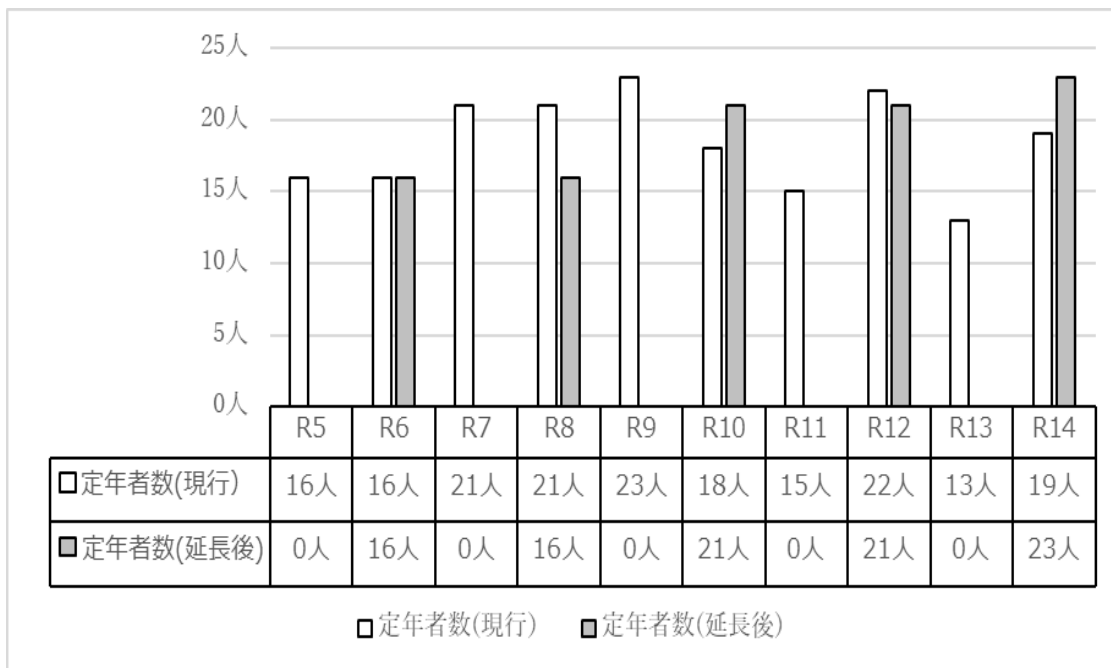
平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を背景として、地方公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる地方公務員法の法改正が令和3年6月に行われました。

【定年引上げの概要】

R3.4.1現在年齢	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳
人数	16人	19人	16人	16人	21人	21人	23人
現行退職年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
延長後退職年度	R3年度	R4年度	R6年度	R8年度	R10年度	R12年度	R14年度
定年年齢 (延長後)	60歳		61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

このため、令和3年度から令和14年度までの12年間で定年退職を迎える職員の内数は、現行制度の219人から132人にまで減る見通しです。

【定年引上げによる定年退職者数への影響】



定年の段階的引き上げが行われている間は、隔年で定年退職者がいない年度が発生しますが、年齢構成の平準化や人材育成という観点から、採用は毎年度行う必要があります。

また、定年引上げした60歳超職員の配置にあたっては、会計年度任用職員からの置き換えが進む可能性が高いため、定員適正化計画の対象となる職員数（常勤職員の人数）を増やす必要があります。

Ⅲ 定員適正化の目標値

○「Ⅱ-2 国の定員モデルとの比較」で示したように、本市は定員モデル試算職員数よりも少ない職員数で行政運営しており、適正な行政サービスの維持や働き方改革の推進という観点から、計画期間（令和4年度～令和8年度）における目標値を次のとおり設定します。

- ・定員モデルとの比較が可能な一般行政部門の職員数については、定員モデルと同数の337人を令和8年度の目標値とする。
- ・全体の目標値は、行政需要を反映した人員要望等を踏まえ645人とする。
- ・各部門の職員数は、定員モデルとの比較や過去の職員数、各課室等の人員要望等を踏まえ、次のとおりとする。

			職 員 数 (人)					目 標 値	
			平28	平29	平30	平31	令 2		令 3
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	6	6	6	6	6	6	6
		総務・企画	88	93	91	87	91	96	98
		税 務	25	25	26	25	25	25	28
		労 働	3	2	2	2	2	2	2
		農林水産	18	18	19	18	18	19	20
		商 工	9	9	8	8	8	7	10
		土 木	35	36	36	32	31	32	38
		小 計	184	189	188	178	181	187	202
	福 祉 関 係	民 生	95	93	93	91	89	87	90
		衛 生	46	49	52	51	51	45	45
		小 計	141	142	145	142	140	132	135
	一般行政部門計		325	331	333	320	321	319	337
	教 育		138	135	134	128	126	121	127
	消 防		111	111	111	105	108	106	108
普通会計計		574	577	578	553	555	546	572	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		1	1	1	1	1	1	1
	水 道		29	27	28	28	29	32	32
	下 水 道		7	7	7	7	6	6	7
	そ の 他		32	28	31	29	30	30	33
	公営企業等会計部門計		69	63	67	65	66	69	73
総合計			643	640	645	618	621	615	645

- ・令和8年度の目標値645人に向け、定年引上げを考慮しながら次のとおり定員管理する。

【定員適正化計画 年度別目標値】

区分	R4	R5	R6	R7	R8
前年度職員数(4/1)	615	620	631	635	642
(うち再任用ワタイム職員)	(30)	(27)	(37)	(30)	(36)
(うち定年延長職員)	(0)	(0)	(0)	(10)	(12)
前年度退職者数	35	20	23	32	31
(うち再任用ワタイム職員)	(10)	(1)	(7)	(4)	(10)
(うち定年延長職員)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)
新規採用職員数	40	31	27	39	34
(うち再任用ワタイム職員)	(7)	(11)	(0)	(10)	(0)
(うち定年延長職員)	(0)	(0)	(10)	(12)	(13)
当該年度職員数	620	631	635	642	645
(うち再任用ワタイム職員)	(27)	(37)	(30)	(36)	(26)
(うち定年延長職員)	(0)	(0)	(10)	(12)	(25)

- 会計年度任用職員をはじめとした非常勤職員は本計画の対象外となりますが、非常勤職員の人数が職員数の概ね35%以内となるよう定員管理します。
- 計画期間中においてICTの利活用による業務効率化やアウトソーシングによる職員数の削減が行われる際等には、その都度、計画の見直しを行うこととします。